

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	民間保険会社の契約締結時における書面交付規定の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、法令によって契約時の書面交付が規定されているため、オンラインによる交付ができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	金融商品取引法第37条の3第1項第2号及び第6号並びに第3項、第37条の5、第37条の6 保険業法 第300条の2、第309条 保険業法施行令 第234条 保険法 第6条、第40条、第69条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	契約者が特に希望する場合等においては、保険契約時における書面交付に代わり、電子的手段の活用を可能とするための見直しを行うべき。